



























































## A地区

**注意事項**

- 1、霊園墓地の使用者は、納骨または改葬しようとするときは、墓地使用権許可証を霊園管理事務所に提出しなければならない。
- 3、使用者が死亡し、相続人または親族等で祖先の祭祀を承継する者が5年以内に使用地の継続使用を申請しないときは、使用権は消滅する。





























おねがい  
合格祈願  
26年 1月 5日  
おなまき  
渡慶文 真 祈上

那覇市豊多川四一十二番五十二  
二十六年 一月 一日

舞の智代













